

令和3年度 第2回 南大隅町議会定例会6月会議 会議録(第1号)

招集年月日 令和3年 4月 28日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和3年 4月 28日

開 議 令和3年 6月 8日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

1番 後藤道子君	6番 上之園健三君	10番 幸福恵吾君
2番 森田重義君	7番 津崎淳子君	11番 大坪満寿子君
3番 日高孝壽君	8番 平瀬十助君	12番 木佐貫徳和君
5番 浪瀬敦郎君	9番 大村明雄君	13番 松元勇治君

欠席議員 な し

会議録署名議員：(9番)大村明雄君 (10番)幸福恵吾君

職務のための出席者：(議会事務局長)川元俊朗君 (書記)立神久仁子君
 (書記)土持一君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石畑博君	介護福祉課長	中村喜寿君
副町長	不在	経済課長	新保哲郎君
教育長	山崎洋一君	教育振興課長	上大川秋広君
総務課長	相羽康徳君	税務課長	下園敬二君
支所長	川越貢君	建設課長	中之浦伸一君
会計管理者	黒江鳴美君	町民保健課長	黒木秀君
企画課長	熊之細等君	総務課課長補佐	古殿裕一郎君
商工観光課長	愛甲真一君	総務課係長	原琢磨君

議事日程：別紙のとおり
 会議に付した事件：議事日程のとおり
 議事の経過：別紙のとおり

散 会 令和3年 6月 8日 午前 11時 02分

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 審議期間の決定
- 日程第 3 諸般の報告
(議案上程・報告・質疑)
- 日程第 4 報告第 1号 南大隅町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 報告第 2号 令和2年度南大隅町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 3号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算(第13号)の専決処分について
- 日程第 7 報告第 4号 令和2年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 8 報告第 5号 令和2年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 9 報告第 6号 令和2年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- (議案上程・説明・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第 1号 南大隅町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 議案第 2号 南大隅町大泊海浜公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 議案第 3号 南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件
- (議案上程・説明)
- 日程第13 議案第 4号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第 5号 令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第 6号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第 7号 令和3年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第 8号 令和3年度南大隅町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第 9号 令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算(第1号)について

▼ 開 会

議長（松元勇治君）

ただいまから、令和3年度 第2回 南大隅町議会定例会6月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（松元勇治君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、大村明雄君及び幸福恵吾君を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定の件

議長（松元勇治君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
6月会議の審議期間は、本日から6月29日までの22日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、6月会議の審議期間は、本日から6月29日までの22日間に決定しました。

▼ 日程第3 諸般の報告

議長（松元勇治君）

日程第3 諸般の報告を行います。
本日までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情書の写しのとおり、配付及び所管の常任委員会に付託しました。
次に、監査委員から例月出納検査の3月から5月までの結果に関する報告が提出されました。
肝属郡議長会関係では、6月2日東串良町において、第227回定期総会が開催され、令和2年度事業経過、及び令和2年度歳入歳出決算が承認されました。
そのほか、一般的事項につきましては、お手元に印刷配付しておりますので、口頭

報告を省略します。

- ▼ 日程第4 報告第1号 南大隅町税条例等の一部改正による条例の専決処分について
- ▼ 日程第5 報告第2号 令和2年度南大隅町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- ▼ 日程第6 報告第3号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第13号）の専決処分について
- ▼ 日程第7 報告第4号 令和2年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- ▼ 日程第8 報告第5号 令和2年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- ▼ 日程第9 報告第6号 令和2年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

議長（松元勇治君）

日程第4 報告第1号 南大隅町税条例等の一部改正による条例の専決処分についてから、日程第9 報告第6号 令和2年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてまで、以上6件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

〔 町長 石畑 博 君 登壇 〕

町長（石畑博君）

おはようございます。

ただいま一括報告となりました、報告第1号から第6号までの6件について、ご報告申し上げます。

報告第1号は、南大隅町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行規則等の一部を改正する政令（令和3年総務省令第35号）が、令和3年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、町民税・固定資産税及び軽自動車税に係る規定について、所要の改正を行い、去る3月31日に専決処分したものであります。

報告第2号は、令和2年度南大隅町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

昨年の12月会議における議案第57号において議決をいただきました令和2年度一般会計補正予算（第12号）における繰越明許費につきましても、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

次に、報告第3号は、令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第13号）の専決処分についてであります。

本件は、令和2年度の地方交付税、国県支出金、町債等が確定したことに伴い、最終の予算調整を行うため、去る3月31日に専決処分したものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4千63万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億5千5百19万6千円としたものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳出予算では、精算見込みによる調整とふるさとおこし基金への積み立て等を行い、歳入予算では、特定財源の調整及び地方交付税等を計上いたしました。

また、「第2表 地方債補正」では、合併特例事業、過疎地域自立促進特別事業等の借入限度額の変更を行ったところであります。

次に、報告第4号は、令和2年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億7千2百37万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億8百17万2千円としたものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳出において、保険給付費等の決算見込みによる調整等を行い、歳入予算では、県支出金及び繰入金の調整を行ったところであります。

次に、報告第5号は、令和2年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ59万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3千7百84万7千円としたものであります。

今回の補正予算の主なものは、不用額の減額と、それに伴う国庫支出金、繰入金等の調整であります。

次に、報告第6号は、令和2年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第4号）の専決処分についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2千8百82万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5千8万5千円としたものであります。

今回の補正予算の主なものは、歳出予算において、保険給付費、地域支援事業費を減額し、歳入予算においては、国県支出金、繰入金等を調整したものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（松元勇治君）

ただいま報告がありました報告第1号から報告第6号について、質疑はありますか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

▼ 日程第10 議案第1号 南大隅町固定資産評価審査委員会の条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第10 議案第1号 南大隅町固定資産評価審査委員会の条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 石畑 博 君 登壇 〕

町長（石畑博君）

ちょっと暑くて語りにくいのでマスクをここだけで外させてもらっていいですか。

「はい。」との声あり

令和3年度6月会議が開催されるにあたり、議案提案の冒頭に私の所信の一端を述べさせていただきたいと思えます。

平成の大合併により南大隅町誕生から16年が経過し、この4月18日執行の南大隅町町長選挙におきまして、第三代南大隅町長として町政運営を担うこととなりました。

町政のかじ取り役として町民の負託を受け、町の将来への責任の重さを大きく感じております。

改めまして町民の皆様はもとより、議員各位のご支援とお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本町の現状を改めて解きほどこいてみますと、現在、人口6,702名、うち根占地区4,909名、佐多地区1,793名、高齢化率49.3%、根占地区45.3%、佐多地区60.5%、小学校児童数272名、中学校生徒数148名、未就学児187名で、2020年農林業センサス（速報値）等によると、第一次産業従事者数959戸、専業農家数382戸となっております。

全国的な流れとして、人口減少の推移は自然減が多く、主には出生率が低くなったことが要因で、人口は減り続けている状況であります。そのことから全国の自治体において、サービス合戦による人の取り合いとなっておりますことは昨今の否めない状況であります。

人口減少の影響は色々な分野に表れており、大きな視点では将来的に町の存続に影響を与えかねなく、現実的には学校運営や自治会組織、地域活動等に少なからず支障が出ている状況であります。

このような状況下、本町におきましては、5月1日現在の人口で対前月比2名の増となっております。増となった要因の分析は行っておりませんが、ここ近年のIターン等による移住が増えており、将来展望に明るい兆しが表れております。

しかしながら、これからの概ね15年間（公表値）は、現在人口と出生率等を鑑みますと、減少方向であることは、国立社会保障・人口問題研究所等関係機関のデータにより予測されております。

この現状から、町の在り方は如何にあるべきかが大きな課題であります。それぞれ

の自治体が人口減少対策として各種施策を掲げ、人口減少率の緩和策を提唱しておりますが、社会環境から当面は厳しい状況が続いていくものと考えます。

町の施策は如何にあるべきか、人口減少対策を打ちつつ減少を最小限に食い止め、将来展望を大きく描き実効性の高い施策により減少率を下げることが最優先と考えます。

そして人口減少による影響に負けない政策が必須であり、且つ頑張っておられる全ての町民の皆様には人口減による影響のない町民サービスを提供していくことが重要であると認識いたしております。

平成27年3月に策定されました第2次総合振興計画によりますと、基本理念の概要に3つの指針が掲げてございます。

要約抜粋しますと、一つ目は「町民と行政が知恵と力を出し合って行動する協働のまちづくり」として、地方分権が進められる中で、高度化・多様化する町民ニーズに対応するためには、地域の主役である町民や各種団体、事業者等が主体となり、行政と一緒に知恵を出し、共に行動するまちづくりが求められております。

本町は町民が主役となって、まちづくりに参加できる仕組みを整え、町民と行政の協働によるまちづくりを目指します。

二つ目は「地域の宝を生かして人々がふれあう交流のまちづくり」として、本土最南端という地理的な条件、佐多岬や雄川の滝をはじめとした観光資源と食資源に恵まれたこの地は、古くから様々な「人」が集まる土地柄であります。このような「地域の宝」と町民が持つておられます高いホスピタリティ、地域固有の歴史・文化などを活かして、来訪者や町民が楽しく交流し、来訪者も住みたくなるような魅力あふれるまちづくりを目指します。

三つ目には「笑顔に満ち、未来につなげる希望のあるまちづくり」として、少子高齢化の進行などに伴い人口減少が続く一方で、多くの町民は住み慣れたこの地に愛着を感じています。

本町は次代を担う子供たちの笑顔があふれ、町民が生き活きと働き、お年寄りが生きがいを持って安心して暮らし、親から子、子から孫へ、豊かな自然とともに地域の伝統文化が継承される希望のあるまちづくりを目指します。

次代を担う人材を育て、町民ひとり一人が主体となって活力あるまちづくりを進めていき、全ての町民が幸せに暮らし続けていける町を目指すために町の将来像と、基本計画のコンセプトが定められております。

町の指標はこの総合振興計画により定められており、関係する各種施策においても連動されておりますので、基本目標は踏襲しつつ、私なりに具体的な取り組みとして、第二次総合振興計画の後期に係る政策課題と、目標についての一端を述べさせていただきます。

今回、多くの町民の皆様方より、ご意見やご要望をいただき長期的視点で取り組む政策と即効短期実現の視点から取り組む政策に、優先順位と棲み分けを行い、まずは私の大きな三つの親柱として、「第一次産業・商工業の振興」、「子育て政策の更なる拡充支援」、「自治会活動の活性化支援」を掲げ、この三つの柱を支える10項目の思いとして、私なりの政策目標を掲げました。

まず一つ目には、町民の皆様にご喜んでいただける町づくりのため、お子様からご高齢の方々まで、町民の皆様が生涯安心して暮らせるまちづくりを目指し、頑張ってお

られる町民の皆様を大事に、ご要望いただいている新しい政策の着実な実現と、改めて平成24年に制定されました「放射性物質等受入拒否及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例」に基づき、核関連施設の誘致は致しません。

二つ目には、すぐできる町民要望は即実行できるよう職員の意識改革による迅速な町民サービスによる行政運営を図り「相談しやすい役場」町民目線に立った頼られる役場づくりに努めます。

三つ目には、若者・後継者が夢を持てる産業振興の刷新を行います。将来的に安定した所得確保ができる農林水産・商工業に対する行政支援の仕組みを拡充し、モデル農家を育てつつ、豊富な町内資源を活用し売れる商品の開発と町内製品の販路拡大を強力に推進します。

具体的に、まずは要望の多い「農業公社の設立」、産業基盤環境改善対策事業、農作業省力化対策事業、農業人材バンクの創設、特産品開発プロジェクトチームの設置、遊休施設を活用し有害鳥獣個体数削減対策に特化した屠殺処理施設の設置を検討いたします。

四つ目には、Iターン・Uターンで若者が着実に定住できる環境づくりを構築します。町外から移住された方々のご意見をお聞きし、夢のある移住・定住を支援・促進することで着実な人口増につなげます。また、さらに住みやすい居住環境構築のため、移住定住促進協議会（仮称）を創設し、南大隅町の良さをアピールする大都市圏との交流促進事業に取り組みます。

五つ目には、子育て支援の更なる拡充を推進します。安心安全な子育て環境の更なる拡充と住民要望に沿った教育環境確保のため老朽学校施設の整備を充実させます。具体的には、「ネッピーみさきちゃん奨学金制度」の見直し、非耐震学校施設の整備など、小さい町だからこそできる子育て世代の支援拡充を行ってまいります。

六つ目には、福祉の先進まちづくりとして、幼保一環による未就学児への環境整備のための施設整備を行ってまいります。また交流人口促進のため農福連携との先進事例として、地域協働を推進しパッケージによる教育旅行の拡大推進を行ってまいります。

七つ目には、お年寄り世代の方々に楽しみが持てる環境づくりを進めていきます。ご高齢者に生きがいの場を作り、健康寿命を延ばす取り組みや、可能な限り現役で頑張れる働き方改革への取り組みとして、いつまでも健康で働ける楽しみが持てる環境づくりを行ってまいります。

八つ目には、細やかで公平な住民サービスで喜ばれるまちづくりとして、高齢者世帯の生活支援事業として、買い物や通院など公平な住民サービスがお届けできる仕組みづくりに取り組みます。喫緊の課題であります高齢独居世帯の見守り対策につきましては、公助による見守り制度の導入により、安心して暮らせる地域環境を構築していきます。

九つ目には、町政の変革と予算の見える化として、町民の身近なご意見が直接反映される長期振興計画の見直しと、安定した堅実な財政運用を見極め、町民に納得していただける事業の推進と使い道を明確にするため、行財政改革町民会議（仮称）を創設いたします。

最後に十項目の思いは、町全体が活性化できる環境醸成として、子育て世代やPTA組織、自治会や地区公民館、地域女性会活動など、町民が一つになれる事業活動の見

直しを図るため、活性化アドバイザーの派遣や自治会組織の見直しへの取り組み、暮らしやすい自治会環境醸成のため、集落環境整備事業や導入が遅れております自治会放送の無線化に取り組んでまいります。

きめ細かく基本政策を立案し、さらに町民生活に密着した政策として町民各位の御意見や御要望を十分に御拝聴いたしまして、具体的に見える町民サービスとして取り組みを進めていく考えであります。

当面の施策としては、新型コロナウイルスワクチン接種について、国・県や関係機関と連携を密に迅速な接種を実施するとともに、町民の安心安全を優先しつつ、コロナ終息を見据え、影響を受けておられる関係事業所や商工業関係の皆様へ町内消費を優先した経済対策にスピード感を持って取り組んでまいります。

事業の実施にあたっては、職員の知恵と能力を結集し、まずは思いの数々の事業につきましても、情報共有と創意工夫の発想で、長期的財政運用の推移を厳しく見極めながら、必要予算が正しく積算できるよう事業実施の必要性と要綱等の整備を行ってまいります。また、対象の組織や団体、町民の皆様方との意見交換の場を設け、予算を伴わないすぐできる町民要望については、即座に着手し、迅速な事業実施に努めてまいります。

今、微増ではありますが、新規就農等によるI・Uターンによる移住者が増えつつあります。小さな町だからこそ実現可能な隅々まで行き届くきめ細かい政策を推進し、全ての町民の皆様「喜んでいただける町づくり、ありがたいと感じていただける町づくり、よかったと思っただけの町づくり」のため、この南大隅町を誇りに思っただけの町政推進に、全身全霊で町政の舵取りを担ってまいりますので、議員各位のご協力とお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号でございますが、「南大隅町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件」であります。

本件は、国の行政手続き見直し方針に基づき、押印の見直しを行うため、本文中の押印を求める事項を削除するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださるようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、議案第1号 南大隅町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 南大隅町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第11 議案第2号 南大隅町大泊海浜公園条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第11 議案第2号 南大隅町大泊海浜公園条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 石畑 博 君 登壇 〕

町長（石畑博君）

議案第2号は、南大隅町大泊海浜公園条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本件は、南大隅町大泊海浜公園内の大泊海浜公園多目的交流施設の建設に伴い、町内・町外者にゲートボール等のスポーツやレクリエーション等のイベント施設として、幅広く活用していただくため、第1条中の一部及び別表（第8条関係）の使用料の変更をしようとするものであります。

よろしく、ご審議、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第2号 南大隅町大泊海浜公園条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第2号 南大隅町大泊海浜公園条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第12 議案第3号 南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

議長（松元勇治君）

日程第12 議案第3号 南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第3号は、南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。
本件は、本条例における助成対象の子どもの範囲について、進学や施設入所等による転出の場合、保護者が本町の住民基本台帳に記載されている場合に限り助成対象とするため所要の改正を行うものでございます。
よろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。
これから、議案第3号 南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。
お諮りします。
本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第3号 南大隅町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第13 議案第4号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第14 議案第5号 令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第15 議案第6号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第16 議案第7号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について
- ▼ 日程第17 議案第8号 令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について

▼ 日程第18 議案第9号 令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第1号）
について

議長（松元勇治君）

日程第13 議案第4号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてから、日程第18 議案第9号 令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第1号）についてまで、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案の理由の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

議案第4号から9号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号は、令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4千4百60万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億7千3百2万5千円とするものであります。

今回の補正は、令和3年度当初予算が骨格予算として編成されていたことから新規事業等について追加を行ったものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」では、歳入予算に関係人口拡大創出プロジェクト事業、定住促進住宅取得資金補助事業、農業振興地域整備計画策定事業、プレミアム商品券発行事業、住み続ける住宅助成事業、町道維持補修事業等の計上及び人件費の調整を行い、歳入予算では、所要の財源として、国・県支出金、繰入金、町債を計上したものであります。

また、「第2表 債務負担行為補正」では、農業振興地域整備計画業務委託に係る追加を計上し、「第3表 地方債補正」においては、地方債の追加と限度額の変更を行っております。

次に、議案第5号は、令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千2百19万8千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、保健事業費に共済費の調整を計上し、歳入予算では繰入金を計上したものであります。

次に、議案第6号は、令和3年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ95万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5千3百47万2千円とするものであります。

今回の補正の主なものは、歳出予算において、総務費で人件費の調整に係る費用の計上を行い、歳入予算では、繰入金を調整したものであります。

次に、議案第7号は、令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2万4千円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6千1百20万3千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では、人件費の調整を計上し、歳入予算では繰入金を調整したものであります。

次に、議案第8号は、令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ68万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千7百7万9千円とするものであります。

今回の補正は、歳出予算では包括システム維持改修に係る経費を計上し、歳入予算では、繰入金を調整したものであります。

次に、議案第9号は、令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、収益的収入に3千3百80万円を追加し、収益的収入の予定額を3億6千2百56万円、収益的支出から1百17万4千円を減額し、収益的支出の予定額を3億1千7百万8千円、また資本的支出に1千8百万円を追加し、資本的支出の予定額を1億7千6百15万3千円とするものであります。

今回の補正は、支出では水道監視システム改修の計上及び人件費の調整を行い、収入におきましては、繰入金を計上したものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康德君）

それでは、議案第4号 一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。まず1ページでございます。

議案第4号 令和3年度南大隅町一般会計補正予算（第1号）

令和3年度南大隅町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4千4百60万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億7千3百2万5千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

5ページをお願いします。

第2表 債務負担行為補正であります。農業振興地域整備計画業務委託を追加するものでございます。

続いて、第3表 地方債補正でございます。今回2件の追加及び2件の変更をするものでございます。

まず追加2件でございますが、農業振興事業 限度額6百50万円。港湾整備事業 限度額1百80万円の追加でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

次に、変更の2件でございますが、合併特例事業の限度額3億8千5百60万円を4億1千3百20万円に、道路橋梁事業の限度額8千2百70万円を8千5百80万円にそれぞれ変更し、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。

8ページをお願いします。歳入でございますが、金額の大きなもののみ説明させていただきます。9ページをお開きください。

16款 県支出金、2項 県補助金、4目 農林水産業費補助金に、活動火山周辺地域防災営農対策事業として5百64万4千円、半島特定地域元気おこし事業として2百25万円。

19款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金に、今回の補正予算に係る財源調整として1億9百28万6千円。

4目 ふるさとおこし基金繰入金に、定住促進住宅取得資金補助金等に係る財源として4千8百46万6千円。

5目 地域振興基金繰入金に、プレミアム商品券発行事業に係る財源として1千87万5千円。

7目 産業振興基金繰入金に、農業振興地域整備計画作成事業に係る財源として1千1百円。

10ページをお願いします。

21款 諸収入、3項 雑入、1目 雑入に地域再生マネージャー事業助成金として6百30万円、ふるさともものづくり支援事業補助金として2百万円。

続いて、22款 町債、1項 町債、1目 総務債に、町道維持事業に係る町道整備事業債として2千1百80万円、災害防止事業債として5百80万円を計上いたしました。

次に歳出でございますが、歳出につきましても主なもののみ説明させていただきます。

まず各費目において、人事異動に伴う職員等の人件費の増減額を計上しております。

11ページをお願いします。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、10節 需用費に軽微な修繕に対し佐多支所で迅速に対応できるよう修繕料として4百万円。

下段の6目 企画費でございます。12ページをお願いします。

中段の12節 委託料に、関係人口拡大創出プロジェクト事業業務委託として9百78万円。

18節 負担金補助及び交付金に、定住促進住宅取得資金補助金として1千10万円。

14ページをお願いします。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、12節 委託料に地域福祉計画策定業務委託として1百50万円。

15ページをお願いします。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費でございますが、16ページをお願いします。

18節 負担金補助及び交付金に、肝属郡医師会立病院再整備事業基本計画策定負担金として5百50万円。

続いて、27節 繰出金に水道事業会計繰出金として3千3百80万円。

18ページをお願いします。

5款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業振興費、12節 委託料に農業振興地域整備計画業務委託として1千1百万円、特産果樹類プロモーション業務委託として4百50万円。

18節 負担金補助及び交付金に産業振興支援事業として7百80万円、新規就農者研修制度事業として4百5万円。

19ページをお願いします。

7目 農地費に基幹水利施設ストックマネジメント事業として1千1百35万円。

6款 商工費、1項 商工費、2目 商工振興費にプレミアム商品券発行事業として1千87万5千円。

21ページをお願いします。

7款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費、18節 負担金補助及び交付金に住み続ける住宅助成事業として1千万円、空き家等解体除去事業として6百万円。

2項 道路橋梁費、2目 道路維持費に町道の路面側溝補修工事5路線に係る工事請負費として2千3百万円。

続いて3項 河川費、1目 河川総務費に河川補修改修の測量設計委託として6百20万円、河川台帳整備業務委託として7百90万円。

22ページをお願いします。

7款 土木費、6項 住宅費、2目 住宅建設費、14節 工事請負費に公営横馬場住宅の解体工事請負費として6百万円。

23ページをお願いします。

9款 教育費、6項 保健体育費、1目 保健体育総務費、18節 負担金補助及び交付金に、佐多岬マラソン実行委員会の補助金として4百85万5千円を計上するものでございます。

以上、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

町民保健課長（黒木秀君）

続きまして、議案第5号をお願いいたします。

南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第5号 令和3年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3千2百19万8千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開きください。

まず歳出をご説明いたします。

8款 保健事業費、2項 保健事業費、2目 医療費適正化特別対策費、会計年度任用職員に係る社会保険料8千円を4節 共済費に計上したところです。

財源といたしまして、6ページ、9款 繰入金、1項、1目 一般会計繰入金に同額の8千円を職員給与費等繰入金として計上したところでございます。

以上、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

支所長（川越貢君）

それでは、議案第6号 診療所事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。まず1ページでございます。

議案第6号 令和3年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度 南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5千3百47万2千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお願いします。歳出でございます。

主なもので、会計年度任用職員の採用に伴う不足分及び職員異動等によります人件費の調整と、2目 佐多診療所一般管理費、13節 使用料及び賃借料26万4千円、持続与圧呼吸療法処置使用料2名分を計上しております。

6ページをお願いします。歳入でございます。

今回の財源として、一般会計繰入金95万2千円を計上いたしました。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

介護福祉課長（中村喜寿君）

議案第7号 令和3年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第7号 令和3年度 南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

令和3年度南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6千1百20万3千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開きください。まず歳出をご説明いたします。

1款 総務費、3項 介護認定審査会費、1目 認定調査等費におきまして、会計年度任用職員の人件費を調整したところでございます。

6ページをお願いいたします。

財源といたしまして、7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、5目 その他一般会計繰入金に事務費繰入金として調整したところでございます。

続きまして、議案第8号 令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第8号 令和3年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予

算（第1号）

令和3年度南大隅町の介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千7百7万9千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

7ページをお開きください。

こちらも歳出からご説明いたします。

1款 総務費、1項 施設管理費、1目 一般管理費に包括システム維持改修に係る負担金として68万円を計上いたしました。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、2款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 一般会計繰入金に同額を計上したところでございます。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

建設課長（中之浦伸一君）

それでは、次に議案第9号 令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず1ページをお願いいたします。

議案第9号 令和3年度南大隅町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度南大隅町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度南大隅町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款 事業収益 第2項 営業外収益 既決予定額1億8千7百88万5千円に3千3百80万円追加し、2億2千1百68万5千円。

支出の第1款 事業費用 第1項 営業費用、既決予定額2億9千3百18万4千円から1百17万4千円減額し2億9千2百1万円。

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1千8百15万3千円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3千6百15万3千円は、当年度分損益勘定留保資金1億3百18万5千円及び引継金3千2百96万8千円で補てんするものとする。」に改め、同条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、既決予定額4千1百18万6千円に1千8百万円追加し5千9百18万6千円。

4ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款 事業収益、2項 営業外収益、2目 他会計補助金に一般会計からの繰入金3千3百80万円の追加でございます。

5ページをお願いいたします。

同じく、収益的収入及び支出でございます。

1款 事業費用、1項 営業費用、1目 原水及び浄水費に水道監視システム維持委託料94万8千円。

2目 配水費に清掃用小型電動排水ポンプの導入費用として11万円。

4目 総係費に人事異動に伴う人件費の調整及び修繕料22万円を計上しております。

6ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 設備改良費に水道監視システム改修費用として委託料 1千8百万円の追加でございます。

以上、よろしくご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

▼ 散 会

議長（松元勇治君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

6月22日は、午前10時から本会議を開きます。

6月10日は、総務民生常任委員会及び教育産業常任委員会となっております。

本日はこれで散会します。

散 会 : 令和 3年 6月 8日 午前 11時 02分